

9 配偶者同行休業に関する事務

・開始から終了まで

●は各項の中で希望の方法を選択する。

項目	手続先 参照 冊子	所 属 長	教育事務所 総務課給与係	共 済 組 合	互 助 会	厚 生 財 団	学 校 生 活 協 同 組 合	そ の 他 (教) 教職員共済 (労) 労働金庫 (弘) 弘 済 会 (教) 教職員共済 生協の手引 き (E-BOOK)
		給与事務必携	給与事務必携 福利厚生事務の手引	福利厚生事務の手引 Web様式		Webページ		
諸手当			○給料の調整額 支給不支給内 申書					
掛金等、積 立金の納入				○預金口座振替 申込書	○預金口座振替 申込書 (互助 会掛金)	●厚生資金積立 金中止届 ●毎月口座振替		○(教)総合共済 掛金一括振込 ○組合支部へ 連絡
中断・再開 手続			○財形貯蓄変更 ・廃止・中断 ・再開依頼書 (*4)					●(教)年金共済 中断申請書(適 格型は不可)
貸付返済金				○口座振替・銀 行振込申出書 (*1) ○償還猶予申出 書	●預金口座振替 申込書 ●毎月振込 ●償還猶予申出 書	●毎月口座振替 ●配偶者側の給 料から控除(配 偶者が団員で ある場合)		●(労)毎月振込 又は口座振替
各種保険料					●預金口座振替 申込書 ●毎月振込	●毎月口座振替 ●配偶者側の給 料から控除(配 偶者が団員で ある場合)		●(弘)毎月振込 又は口座振替
関連事項		○扶養手当 (*2) ○寒冷地手当世 帯等区分の確 認 (*2) ○所得税 (*2) ○履歴書記載		○介護保険第2 号者資格取 得・喪失届 (*3)			○預貯金口座 振替申込書	○住民税 ○在職期間中 の所得に対 する確定申 告 (*2)

〈注〉(*1)：口座振替等で返済する場合に提出する。口座振替の場合は、預金口座振替申込書を同時に提出する。

(*2)：同行休業者は、配偶者の扶養親族になることができる。(配偶者が民間勤務でも、扶養手当制度があれば申請できる)
また、休業中の共済掛金については、年末調整時に配偶者の社会保険料控除の対象とすることができる。(配偶者側で「共済掛金支払証明申告書」を作成、共済組合に提出し、証明を受ける。様式については共済組合へ請求する)

(*3)：40歳以上65歳未満で、日本に住民票を有しなくなった場合に「喪失」届書、日本に住民票を有することとなった場合に「取得」届書を提出する。「喪失」の場合、介護掛金は徴収しない。

(*4)：県の財形貯蓄要領では、2年を超える中断を認めていないため、配偶者同行休業期間が2年を超えることが見込まれる場合は金融機関に相談すること。